宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月21日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エステム　②埼玉県知事(1)25545　③代表取締役　石島大樹　④埼玉県越谷市南越谷四丁目７番地１―1503号　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県越谷市南越谷四丁目７番地１―1503号　株式会社エステム　代表取締役　石島大樹

①アドア財産コンサルツ有限会社　②広島県知事(2)10742　③代表取締役　竹本徳幸　④広島県呉市和庄登町15番５号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県呉市和庄登町15番５号　アドア財産コンサルツ有限会社　代表取締役　竹本徳幸

①三井不動産リアルティ中国株式会社　②国土交通大臣(7)5169　③代表取締役　佐々木潤　④廃止した従たる事務所　岡山県倉敷市阿知２―９―10　⑤500万円　⑥中国地方整備局　⑦広島県広島市中区中町９番12号　三井不動産リアルティ中国株式会社　代表取締役　佐々木潤